

令和3年度 名張市奨学金受給者募集要項

名張市教育委員会

名張市では、勉学の意欲がありながら、経済的な理由により修学困難な高校生、大学生等を対象とした奨学金制度を設けています。令和3年度の奨学金受給者を次のとおり募集します。

1 支給奨学金

採用人員

○高等学校等に在学する方・・・定員なし

(高等学校・高等専門学校(1～3年)・中等教育学校(後期課程)・特別支援学校(高等部))

応募資格

出願時に高等学校等、上記記載の学校に在学している方で、次の条件に該当する方

①名張市に住所を有する方、または名張市に保護者が住所を有する方

②勉学の意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な方(世帯の全収入が一定の基準以下である方(注1))

③性行が善良である方

④他の支給奨学金を受給していない方

(注1)「一定の基準」とは、「生活保護法の規定による基準の1.2倍以下」をいいます。この金額は、居住する市町村や家族構成によって異なりますが、一例を示すとおよそ次のとおりです。

家族構成	対象となる収入額の上限
3人(46才、46才、15才)	約280万円
4人(46才、46才、18才、15才)	約340万円

※あくまでおよその目安です。家族構成(年齢・人数など)によって上限は変わります。

※「対象となる収入額の上限」とは、年間収入金額から社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除を差し引いた金額です。

支給金額(返還の必要はありません。)

○高等学校等に在学する方・・・年額3万円

※支給は年2回 6月(新規者は選考決定後の7月を予定)と10月に分割支給(奨学生が指定する金融機関の口座へ振込み)

支給期間

在学校の正規の最短修業年限を修了するまでの期間

※ただし、毎年、学年修了報告書、成績証明書、在学証明書、世帯状況報告書の提出が必要です。審査し、受給資格がないときは、支給を取消します。

申請書類

○名張市奨学金支給・貸付申請書

○添付書類 ①在学証明書 : 在籍する学校が発行したもの
②奨学生推薦書 : 在籍する学校の学校長・学長等が作成したもの(市の指定様式)
(1年生の場合は直前に在学した中学校のもの)

③世帯全員の住民票の写し : 同一世帯(生計)に属する全ての方の住民票の写し
※別居であっても、同一生計である場合は添付してください。

※筆頭者欄・続柄は必ず記載してください。(窓口で伝えてください。)

※申請時に名張市に住民登録をされている方は、住民票の写しを省略することができます。

④世帯内の納税義務者全員(祖父母・兄弟姉妹を除く)の令和2年度(令和元年分)
所得課税証明書(必ず所得と控除の両方が記載された証明書)

※令和2年1月1日現在、名張市に住民登録をされている方は所得課税証明書の添付を省略することができます。

⑤その他 : 本人と保護者の住所が異なる場合は、本人と保護者との続柄が確認できる書類(戸籍抄本等)

2 貸付奨学金

採用人員

○高等学校等に在学する方・・・5名以内

(高等学校・高等専門学校(1~3年)・中等教育学校(後期課程)・特別支援学校(高等部))

○大学等に在学する方・・・・・・10名以内

(高等専門学校(4~5年)・大学・短期大学)

※大学院、大学の専攻科・別科は対象になりません。

応募資格

出願時に高等学校・大学等、上記記載の学校に在学している方で、次の条件に該当する方

①名張市に住所を有する方、または名張市に保護者が住所を有する方

②勉学の意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な方(世帯の全収入が一定の基準以下である方(注2))

③性行が善良である方

(注2)「一定の基準」とは、「生活保護法の規定による基準の2.0倍以下」をいいます。この金額は、居住する市町村や家族構成によって異なりますが、一例を示すとおおよ次のとおりです。

家族構成	対象となる収入額の上限
3人(46才、46才、15才)	約460万円
4人(46才、46才、18才、15才)	約570万円

※あくまでおおよその目安です。家族構成(年齢・人数など)によって上限は変わります。

※「対象となる収入額の上限」とは、年間収入金額から社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除を差し引いた金額です。

✚ 貸付金額

○高等学校等に在学する方・・・年額12万円又は18万円

○大学等に在学する方・・・年額24万円又は36万円（いずれかを選択・無利子）

※貸付は年2回 6月（新規者は選考決定後の7月を予定）と10月に分割して貸付
（奨学生が指定する金融機関の口座へ振込み）

✚ 貸付期間

在学校の正規の最短修業年限を修了するまでの期間

※毎年、学年修了報告書や在学証明書などの提出が必要です。受給資格がないときは、貸付を取り消します。

✚ 返 還

○高等学校・大学等を卒業後、1年据置のあと10年以内に返還（月賦・半年賦・年賦）

○大学、大学院等に進学した場合などは、申請により、在学の間返還の猶予が受けられます。

✚ 申請書類等

○名張市奨学金支給・貸付申請書

○添付書類 ①在学証明書 : 在籍する学校が発行したもの

②奨学生推薦書 : 在籍する学校の学校長・学長等が作成したもの（市の指定様式）
（1年生の場合は直前に在学した中学校または高等学校のもの）

③世帯全員の住民票の写し : 同一世帯（生計）に属する全ての方の住民票の写し
※別居であっても、同一生計である場合は添付してください。

※筆頭者欄・続柄は必ず記載してください。（窓口で伝えてください。）

※申請時に名張市に住民登録をされている方は、住民票の写しを省略することができます。

④世帯内の納税義務者全員（祖父母・兄弟姉妹を除く）の令和2年度（令和元年分）
所得課税証明書（所得と控除の両方が記載された証明書）

※令和2年1月1日現在、名張市に住民登録をされている方は所得課税証明書の添付を省略することができます。

⑤その他 : 本人と保護者の住所が異なる場合は、本人と保護者との続柄が確認できる書類（戸籍抄本等）

○貸付決定後の誓約書提出時に、次の条件に該当する連帯保証人1名が必要（印鑑登録証明書添付）となります。

①奨学生と同一の生計に属していない方

②返済能力のある成人の方

③貸付開始月の初日現在で65歳以下の方

④原則、名張市内在住の方。ただしやむをえない場合は市外に在住の方でもかまいません。

○支給奨学金と貸付奨学金は両方を受給することはできません。

3 申請手続等

申請手続

申請書類は、令和3年4月1日（木）から配布します。

○申請書類交付場所 名張市教育委員会事務局教育総務室

※市ホームページ（<https://www.city.nabari.lg.jp>）からもダウンロードできます。

○提出先 名張市教育委員会事務局教育総務室へ直接提出

○受付期間 令和3年4月1日（木）午前8時30分から

令和3年5月7日（金）午後5時15分まで（厳守）

★申請書類に不備があった場合、受付できませんのでご注意ください。

★ご提出いただきました書類は、返却いたしません。

支給・貸付決定

名張市奨学金選考委員会に諮って決定し、その結果を文書で6月下旬に通知予定です。

お問い合わせ先 名張市教育委員会事務局教育総務室 TEL 63-7873

受付時間 8:30~17:15（平日のみ）